

## 第4回障害者施設等火災対策検討部会 議事要旨

### 1 日時

平成26年2月6日(木) 10時00分～12時00分

### 2 場所

主婦会館プラザエフ B2階 クラルテ

### 3 出席者(敬称略、50音順)

阿萬 哲也 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室長

荒井 伸幸 東京消防庁予防部長

石崎 和志 国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室長

榎 一郎 千葉市消防局予防部長

大西 一嘉 神戸大学工学研究科 准教授(代理出席)

河村 真紀子 主婦連合会事務局次長

柴崎 順三 (社福)全国社会福祉協議会 全国乳児福祉協議会 総務委員長

次郎丸 誠男 危険物保安技術協会特別顧問(元消防研究所所長)

田坂 成生 全国救護施設協議会 理事 総務財政広報委員長

田中 正博 (社福)全日本手をつなぐ育成会 常務理事

土本 哲也 東京都福祉保健局障害者施策推進部居住支援課長

中田 義則 (社福)全国社会福祉協議会 全国身体障害者施設協議会 地域生活支援推進委員長

野村 勲 元国際医療福祉大学大学院教授

南 良武 (公社)日本精神科病院協会 常務理事

室崎 益輝 (公財)ひょうご震災記念21世紀研究機構 副理事長

山田 常圭 消防大学校消防研究センター技術研究部長

若杉 雅彦 新潟市消防局予防課長

渡部 等 (公財)日本知的障害者福祉協会 地域支援部会委員・政策委員会委員

### 4 資料

資料4-1 第3回障害者施設等火災対策検討部会議事要旨案

資料4-2 主な障害者施設等火災対策の今後の対応案

資料4-3 障害者施設等実態調査の結果

資料4-4 スプリンクラー設備の設置に係る例外について

資料4-5 消防機関への周知事項案

資料4-6 報告書案

参考資料 4-1 委員名簿

参考資料 4-2 消防法施行令の一部を改正する政令等の公布について（平成 25 年 12 月 27 日 付け消防予第 492 号）

参考資料 4-3 消防法施行規則等の改正案

参考資料 4-4 障害者施設実態調査のお願い

## 5 議事概要

※ ○：委員発言 ●：事務局発言

- 障害者施設へのリコール情報の提供方法はどのように考えているのか。
- 現在、火災のおそれがあるリコール情報については、四半期に一度消費者庁と情報を共有しており、報道発表等をしている。四半期に一度集まった情報について、厚生労働省の方に提供させていただき、その情報が施設の方に最終的に伝わるように手立てを講じていくよう考えおり、具体的な手段については現在検討中である。
- スプリンクラー設備について、研究事業で具体的な開発を促進というように書かれているが、現状と今後の具体策について教えていただきたい。
- 消防防災科学技術研究推進制度という制度を平成 15 年から実施しているが、メーカーや学識者と消防機関が連携して開発を進める事業に対して助成金、補助金を出すというものがあり、その中で小規模な社会福祉施設に適した簡易な自動消火設備の研究開発というものを今年度のテーマとさせていただいており、現在募集をかけているところである。
- 従来からパッケージ型自動消火設備があるが、そのようなものの中で薬剤を変えたり、全館配管しなくても良いもの等もう少し簡便で効果的なものが開発されているため、そのようなものを今後どのようにしたら適用していけるのかというところを検討していただければ、将来につながるのではないかと。
- この開発は、目処としてはどのぐらいに製品としてできてくるのか。
- 制度的には 1 年から 3 年以内に実用化に向けて動けるようなものをテーマとして募集している。しっかりとしたものができれば代替的な手段として認めていくことはあり得ると考える。
- 開発していく場合に非常に大事なことは、設置させれば良いのではなく、それがいつでも機能するということが非常に大事である。したがって、メンテナンスのしやすさという点も考慮して進めていただきたい。
- 行政の連携は非常に大事な話である。福祉部局からぜひ働きかけをお願いしたいと考えているのは、例えば消防だけが施設の関係者の方に訓練の指導をしてもなかなかうまく進まないようなケースでも、福祉部局の方からのお口添えがあると非常にうまくいくというケースがあるため、そのような連携をお願いしたい。

- 開発されたスプリンクラー設備は、いつごろから実用的に使用可能なものが出てくるか。

引き続き検討するとしている内容については、いつまでにどのような手順で行っていくのか。引き続きオープンな場で検討するということが大切であると考えているが、どのように進めていくのか。報告書の中にも明記する必要があるのではないかと考えている。
- 研究推進制度については、テーマ設定型の応募となっており、研究開発を始める際に行政側もしっかり関与していくという仕組みになっている。その中で制度的な部分についても、研究者側、開発者側と調整して進めていくということを考えている。

引き続き検討となっている事項については、運用が始まらないと問題が顕在化しないものは、顕在化した段階で検討を始めるというイメージである。(6) 項口の判定方法等については、用途全体について話をするような場を別途設けて、その中で検討していきたい。
- 例外規定の中で効果的な訓練等を行っている事業所を評価していただきたい。有効な避難訓練は、ある調査によるとリスクが4分の1になるということも聞いている。
- 計算で安全性を検証すると言っているが、やはり訓練は実際やってみてどうなのかというところが重要なことであり、事業所と行政が一緒にやってみて、どうすれば良くなるのかということも含めてやるという形の中で実効性が上がっていく。行政側が締めつければ良いという話ではなく、やはりそれぞれの事業所が、自分たちでできる体制がなければならない。
- 認定調査項目だけで例外になることも、一定数あるのかなと感じた。今後、夜勤や宿直を強化するというのが厚生労働省の考え方で、避難訓練をしっかりと行うことによって4人以下のグループホームに関しては、ほとんど夜勤者が3人を避難させ、もう1人は声かけ等で避難できるというデータは非常に貴重である。夜勤者を置いておくこと、有効な避難訓練を行っていることの評価をぜひしていただきたい。認定調査項目以外の例外については今後も検討するということであるが、早急な検討をお願いしたい。
- 現時点において客観的に使える指標が認定調査項目しかないという現状であるため、今後訓練の有効性の部分についても用いられるかどうか、検討していくことになろうかと考えている。
- 夜勤の重点化については、現在パブリックコメントを終え、平成26年4月を目途に作業中という状況である。グループホームについて、これまで夜勤と宿直は基本的には同じ額の加算という財政的支援であったが、今回、夜勤について重点化を図り、障害程度区分4以上の方が8割以上いる施設では、夜勤か宿直かのどちらかがいる状況であったが、宿直ではなく夜勤の方をやっていただく形での財政的なインセンティブをかけるということを進めている。障害の重い方がいる施設については、夜勤での対応が義務づけということではないが、財政的な支援という形で夜勤者が確保されていくのではないかと考えている。
- 十分に訓練を積めば期待はできるが、通常ソフト面での対応はなかなか難しいと考えるため、注意

していただきたい。

- 今回の検討会の始まりが基準ありきでおしなべてということで、非常に既存のものが押しつぶされるのではないかとということが危惧されており、根っこが安全安心の確保であるため、異論の差し挟む余地がないという部分をいろいろ掘り下げているが、安全安心の確保のためとおしなべてということの間には、少し深掘りをしていくと具体的な活路があるということの参考に今回のアンケート調査があるのではないか。その意味では事業者の方に、自分の事業所がどのような位置づけになっていて、安全安心の確保のためには何をすべきなのかということについて、今回このようなアンケート調査をかけたこと自体も注意喚起の1つになったのではないか。今日検討されていることが単に規制があるかないかということだけにとどまらない情報として多くの方に伝わっていただければと考える。
- (6) 項口又はハの判定に係る問題について、今後引き続き既存の検討の場で検討を行っていきたいということであるが、精神障害の方が大体36万人ぐらい入院しており、地域移行を進める方向で今後動いていくことになるため、ぜひこの検討の場に精神科の関係者も入れていただきたい。
- 共同住宅の一部に福祉施設が入った場合の取扱いについても、検討しておいていただきたい。
- 今のところ現状のものを変える予定はない。現行においても福祉施設部分に防火区画等の一定の構造要件があれば、周りの住戸部分に改めて設備を設置していただく必要はなく、福祉施設部分についてしっかりと設備を設置していただくという考え方がある。福祉施設部分の規制のかけ方について、今回整理するということである。
- 共同住宅から障害者が追い出されるようなことにならないよう、明確に条件を決め、配慮していただきたい。
- 用途判定については福祉部局との連携、スプリンクラー設備の設置免除については、建物構造との関連があるため建築部局との連携が必要になる。いずれも細かい基準になっているため、今後より連携がしっかりできていないと消防機関として指導していくのが難しい面もあるため、しっかりと連携ができるような仕組みの後押しをお願いしたい。
- 特例の関係で、消防法施行令第32条は消防長又は消防署長の裁量処分であり、非常に外から見えにくい構造である。消防本部の中で本部から各消防署に対して、こういう場合には消防法施行令第32条を使って設備の設置を緩和するという通達を出す仕組みであり、外部の方からするとどのような場合に緩和になるかというのが見えにくい。既に消防法施行規則についてはパブリックコメントがされているが、できればその中に消防長の別に定めるところによるというような項目を入れていただき各消防本部で告示を出すような形ができれば、消防法施行令第32条が非常にシンプルな形で外部の方からもわかりやすくなるのではないか。

避難時間の関係の基準について、容易に開放できる開口部が床面積の50分の1以上ということであるが、おそらくほとんどの部屋が該当してしまうのではないか。本当にこのような開口部があれば

避難時間の基準を延ばしても良いのか、科学的な検証をしなければ危険性があるのではないか。

- 容易に開放の部分の考え方であるが、おそらく煙が落ちてくる前に部屋に入って鍵を解錠し窓を開ける、その後部屋を出てくるという作業ができるというのが容易性であるため、最終的に周知する際には配慮したい。

- 障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるという基準にしても、現場では安全側の判断でスプリンクラー設備の設置指導が行われる傾向があるため、現場の人が厳しく判断するようなことがないよう注意深く周知をしていただきたい。

障害支援区分の認定調査項目について、入居者の了解を受けた者が市町村に開示請求するということであるが、市町村からはかなり難しいのではないかとということも聞いているため、厚生労働省から市町村にその対応について指示される際には丁寧にしていただきたい。

- パッケージ型自動消火設備は、性能や金額的に難点があるのか。
- パッケージ型自動消火設備については、さらに使いやすくなるように改良を進めているという話も聞いており、金額については、特定施設水道連結型スプリンクラー設備と大きく違いがないというような状況で供給できていると聞いている。
- 入居者の夜間の支援体制がしっかりしているところはもう少し配慮して欲しいということについては、現時点での客観的な指標は認定調査項目しかないと考えており、さらに例外についてももう少し考えて欲しいということについては、現時点では、消防が活動中に救助ができるということを配慮した上での安全対策としては、資料4-4に示しているところが限界ではないかと考えている。
- 真摯に訓練に取り組んでいる施設に、形式的に設備がないということだけで公表されてしまうと逆にマイナスに働いてしまうのではないか。設備さえあれば良いということではなく、総合的にやらなければならないというのが本来の姿であるため、慎重に配慮してやっていただきたい。
- パッケージ型自動消火設備をもう少し有効に活用していくことが良いのではないか。
- 安全対策というのは、やはりハード面とソフト面がうまくいって初めてうまくいくものである。ソフト面を十分にやっていたとしても、やはりどこかに限界がある。ソフト面を評価しなければならないということについては大賛成であるが、入居者が変わる場合もあるし、担当者が変わる場合もある。保証できるのかと言えば非常に難しい。やはりある程度はハード面とソフト面をうまく組み合わせて安全対策をやっていかなければならない。したがって、ソフト面を十分にやるからハード面は全く要らないということではなく、やはり一定のハード面はやらなければならないのではないか。
- 公表制度については、一生懸命訓練しているところもたまたま何か不備があれば公表されてしまうという意見があったが、悪質であると表示されているわけではないため、公表すべきである。施設を探したり家族を利用させようとする側からすれば、やはり情報としてしっかりと公表していただきたい。

○ 高齢者がどんどん増えていき、旧家屋が燃えやすい状況にあるということについては、事業所であるなしに関係なく、この国の潜在的な危険に対して一律にスプリンクラー設備を設置するというのは現実的ではないということで、できるところから安全確保をしていくということにこの検討部会の目的がある。基準づくりが事業者を追い詰めるというようなことになってはならないし、事業者も基準逃れだけを考えていては意味がないということは、この場で随分議論されてきたため、簡便な消火装置が開発されることに期待しつつ、基準ありきで全てが進まないようにしていただきたいということを最後にぜひお願いをしたい。

○ 今回の報告書を見る限りにおいては、方向性としてはかなり良い方向に向かっているのではないかと。ただし、問題点もまだ随分あり、これからいかに整理をしていくかということが大事である。施設を運営する方々にまだ問題があるということを周知し、福祉施設側、行政側、そして一番大事なのは建設業者にとって、問題ができるだけ少なくなるような工夫をしていかなければならない。

運用するにあたって判断をする機会が多くあり、この判断が非常に難しく、ケースバイケースで様々な場合がある。用途判定だけの異議申し立てではなく、全体に対して異議申し立てができるような仕組みを考えておいた方が良いのではないかと。様々な立場の方が様々なことを解決できる仕組みをつくっていただきたい。

精神障害者のグループホームの研究がなかなか全国的には少ない。建築の状況がまた違う方向にあるようなので、今後の検討課題にしていかなければならない。

○ 障害者の人が業として行われていない一般住宅に住んでいる場合には、スプリンクラー設備の設置義務は生じないが、かえって危険なのではないか。我々としては一般住宅にもスプリンクラー設備を設置しなければならないと言われている感じを持っていることをご理解いただきたい。

今後も障害者団体や区市町村の意見を聞きながら進めていただきたい。

障害者の状況に応じてスプリンクラー設備の設置義務を判断するという一方で、既に施設に入居している方が平成30年4月に追い出されるようなことがないよう、今後も技術開発等をしていただきたい。

○ 障害者も普通の人と一緒に等しく命を守られる権利を有している。そういう意味では、暮らしも命も全部守るようにすることは行政の責任であり、障害者が追い出される、追い出されないという部分もどのようにそれぞれの行政が、そのようなことがないように、かつ、命を守れるようにいかにすべきかということを考えていかなければならない。

非常に重要なご意見がたくさん出ているが、報告書の基本的な方向としては概ねご賛同いただいているのではないかと。そういう意味では、本日出たご意見を含めて修正をさせていただき、報告書案としたい。ただし、今後も引き続き検討する内容については、報告書の中に速やかに何らかの形で検討するというニュアンスを書き込み、報告書をまとめさせていただきたい。

- 委員の皆様方には熱心なご議論をいただき、誠にありがとうございました。振り返ると去年、長崎の高齢者認知症グループホームの火災が起きたのが2月8日であるため、ほぼ1年ということになる。この間、まず高齢者施設について議論し、その後この検討部会を立ち上げさせていただいたが、障害者施設の方々の多様性、様々な背景もあり、調査も含め有益な議論にご協力をいただいたと考えている。お陰様で一定の方向性については、ある程度まとめていただくことができたのではないかと考えている。本日もご意見をいただいたため、報告書の取りまとめについては部会長と相談をしながら取りまとめてまいりたい。一方で障害者の方々の住まいの場の確保という大きな目標があるのも事実である。厚生労働省とよく協議をし、また建築部局とも連携しながら、この報告書で終わりということではなく、引き続き施行前、施行後を含め、きめ細かな議論を心がけてまいりたい。本当にありがとうございました。